

手数料についての説明

境界問題相談センター奈良では、「境界問題相談センター奈良費用規定」にしたがい、次に掲げる手数料等を納付しなければなりません。

事前相談手続

無 料 (1回の相談は、1時間以内)

相 談 手 続

相談手数料 (相談者負担) 5,000 円 (1回の相談は、1時間以内)

調 停 手 続

申立手数料 (申立人負担) 10,000 円

※調停不能の場合、半額を返還します。

※申立不受理の場合、通知に要した費用等を精算して返還します。

事前調査費用 (申立人負担) 30,000 円

※調査終了後、実費精算とします。

※必要資料等がすべて揃っている場合は不要です。

調停期日手数料 (原則双方負担) 5,000 円 (期日毎にそれぞれ)

調停成立手数料 (原則双方負担) 100,000 円から 500,000 円

※紛争対象地の申立書受理時の固定資産税台帳に登録された価格を合計した額を「基準価格」として次のとおり算出します。

基 準 価 格	調停成立手数料
1,000 万円未満	10 万円
1,000 万円以上 3,000 万円未満	20 万円
3,000 万円以上 5,000 万円未満	30 万円
5,000 万円以上 1 億円未満	50 万円
1 億円以上	50 万円 + 基準価格の 1 億円を超える分 × 0.1%

※紛争対象地のいずれかが固定資産税台帳に登録された価格のない土地の場合は固定資産税台帳に登録された価格のある土地の価格 (およびその合計) のみをもって「基準価格」とします。

※紛争対象地のすべてが固定資産税台帳に登録された価格のない土地の場合は「基準価格」を 1,000 万円未満とみなします。

補 助 業 務

調査・測量・鑑定費用 (原則双方負担) は随時見積金額によります。

和解契約書作成後の費用

境界標設置費用、登記手続費用、登録免許税等、合意内容を履行するための諸費用は、見積金額により原則双方負担とします。